

介護保険住宅改修支援事業に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第8条第24項に規定する居宅介護支援、または法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を受けていない対象者に対し、居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の介護支援専門員等（以下「介護支援専門員等」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項に規定する住宅改修について必要と認められる理由が記載されたもの（以下「理由書」という。）の作成を行った場合に、市が支払う手数料の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(手数料支払対象業務)

第2条 手数料の支払対象となる業務は、介護支援専門員等が行う理由書の作成業務とする。

(手数料額等)

第3条 手数料の額は、1件につき税別2,000円とし、当該理由書を作成した介護支援専門員等が所属する事業所に支払うものとする。

(支払手続)

第4条 市は、手数料の支払を受けようとする事業所から、月を単位として翌月の10日までに、介護保険住宅改修支援事業手数料請求書（様式第1号）を提出させるものとする。

2 前項の請求書には、理由書の写しを添付させるものとする。

(手数料の支払通知)

第5条 手数料の支払の決定に係る通知については、その支払をもってこれに代えるものとする。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。